

京都大学基金を通じたクラウドファンディングの実施に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(実施の申請)</p> <p>第4条 実施責任者は、クラウドファンディングを実施しようとするときは、所属部局の長（事務本部にあっては、プロジェクトの内容に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）の承認を得た上で、別紙様式により担当理事に申請するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに事務本部及び<u>国際・共通教育推進部</u>をいう。</p> <p>(実施の申請)</p> <p>第4条 実施責任者は、クラウドファンディングを実施しようとするときは、所属部局の長（事務本部<u>及び国際・共通教育推進部</u>にあっては、プロジェクトの内容に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）の承認を得た上で、別紙様式により担当理事に申請するものとする。</p> <p>附 則（令和5年3月総長裁定）</p> <p>この規程は、令和5年3月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>